

業務仕様書

1 業務名

半導体関連産業集積に向けた企業誘致活動支援業務

2 業務の目的

札幌市では、北海道内における次世代半導体製造拠点などの立地を好機に、大学・研究機関の集積、イノベーションエコシステムの発展、充実したオフィス環境といった本市の強みを活かし、半導体・デジタル関連人材の育成・集積に取り組むとともに、次世代半導体設計・研究開発拠点、用途研究による新産業創出を推進するイノベーション拠点の形成を目指している。

これらの拠点形成に向けては、道外からの企業誘致に積極的に取り組んでいくことが必要と考えているところ、本業務は、誘致対象となる企業に関する情報収集及び分析を行い、これら企業に対して本市の立地環境をPRとともに、あわせてヒアリング調査を行い、今後の具体的な誘致に繋げるための戦略について検討することを目的とするものである。

3 業務の内容

(1) 半導体・デジタル関連企業の誘致支援

半導体設計企業や次世代半導体のユースケースを創出する企業などの本市への誘致に向け、以下により誘致活動支援を行う。

ア 半導体設計・関連企業

道外から半導体設計・関連企業の札幌進出を促進するため、誘致活動支援を行う。

(ア) 対象企業リストの作成

本市の特性を踏まえ、誘致ターゲットとなり得る半導体設計・関連企業をリストアップする。

(イ) 企業面談（ヒアリング）の実施

上記(ア)においてリストアップした企業との面談（ヒアリング）を行う。

- ・面談では、本市のビジネス環境の強みをアピールするなど誘致PRを行うとともに、札幌・北海道での事業展開の可能性や札幌進出にあたり求める条件等についてヒアリングを行うこと。

- ・面談企業数は、15社以上とすること。

- ・面談手法は、可能な限り訪問を原則とするが、オンラインも可とする。

- ・面談の打診及び日程調整は、受託者において行うこと。

- ・面談の際は、本市職員を同席させ関係構築に協力すること。

- ・ヒアリング項目や面談に必要な資料等は受託者において作成・準備す

ること。なお、委託者がもつ既存の企業誘致パンフレット等については事前に受託者に提供する。

- ・具体的な面談対象企業、誘致 PR 内容、ヒアリング内容などは委託者と協議のうえ決定すること

(ウ) 面談記録の作成

上記(イ)において実施した企業面談（ヒアリング）の議事録を作成する。

(エ) 面談結果の取りまとめ・分析

面談結果の取りまとめ及び内容分析を行い、委託者が今後の半導体設計企業の誘致活動に繋げることができるよう助言する。

イ 次世代半導体のユースケースを創出する企業

道外から次世代半導体のユースケースを創出する企業（AI企業、スタートアップ企業、企業のR&D部門など）以下、「ユーザー企業」という。）の誘致を進めるため、以下により誘致活動支援を行う。

(ア) ターゲット企業の明確化・誘致手法の検討

北海道大学をはじめとする大学・研究機関や企業間連携・产学連携等に係る有識者、関係企業等にヒアリングを行い、ターゲット企業を明確化する。

また、これら企業を誘致するために活用し得る大学等のシーズの掘り起こしを行うとともに、具体的な誘致手法について検討する。

(イ) 対象企業リストの作成

上記(ア)や本市の特性を踏まえ、誘致ターゲットとなり得るユーザー企業をリストアップする。

(ウ) 企業面談（ヒアリング）の実施

上記(イ)においてリストアップした企業との面談（ヒアリング）を行う。

- ・面談では、本市のビジネス環境の強みをアピールするなど誘致 PR を行うとともに、札幌・北海道での事業展開の可能性や札幌進出にあたり求める条件等についてヒアリングを行うこと。

- ・面談企業数は、15社以上とすること。

- ・面談手法は、可能な限り訪問を原則とするが、オンラインも可とする。

- ・面談の打診及び日程調整は、受託者において行うこと。

- ・面談の際は、本市職員を同席させ関係構築に協力すること。

- ・ヒアリング項目や面談に必要な資料等は受託者において作成・準備すること。なお、委託者がもつ既存の企業誘致パンフレット等については事前に受託者に提供する。

- ・具体的な面談対象企業、誘致 PR 内容、ヒアリング内容などは委託者と協議のうえ決定すること

(エ) 面談記録の作成

上記(ウ)において実施した企業面談（ヒアリング）の議事録を作成する。

(オ) 面談結果の取りまとめ・分析

面談結果の取りまとめ及び内容分析を行い、委託者が今後のユーザー企業の誘致活動に繋げることができるよう助言する。

(2) 事業実施報告書の作成

上記(1)に係る報告書を作成し、電子データにより提出する。

4 履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

ただし、令和6年12月末までを目安に中間報告を求めることがある。

5 その他特記事項

- (1) 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。
- (2) 業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。
- (3) 本業務実施報告については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないよう留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。
- (4) 受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (5) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (6) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (7) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。